

芦屋市新型コロナウイルス感染症対策 芦屋市立美術博物館利用ガイドライン

1 利用者を実施していただく事項

(1) 利用の自粛

自宅で検温し、発熱（37度以上）または咳・咽頭痛その他の感冒様症状を呈しているときは利用を控えてください。

(2) マスクの着用

来場する際は必ずマスクを着用してください。（未着用者には館内販売も案内）

(3) 手洗い、手指消毒

入り口においてアルコール消毒又は石鹸による手洗いを必ずしてください。

(4) 対人距離の確保

受付に並ぶときや展覧会観覧時などには、できるだけ2メートル（最低1メートル）の距離を確保してください。

(5) 休憩スペース（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

できるだけ2メートル（最低1メートル）の対人距離を確保するとともに、真正面での会話をしないようにしてください。

(6) トイレの利用

飛沫を防止するため、トイレの蓋を閉めて汚物等を流してください。

(7) ゴミの廃棄

ア 使用済みのマスクは持ち帰ってください。

イ 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れ密閉して廃棄してください。

(8) 換気

講義室・体験学習室を利用する場合は、原則1時間に2回換気してください。

(9) 利用の禁止

施設の利用にあたっては、大きな声を出すこと、歌うこと、息を吹く楽器の使用などについては、感染リスクが高いと考えられるため、当面、施設の使用はできません。

例として、次のような行為を指します。

（大きな声を出すことの例）合唱、コーラスなど

（息を吹く楽器を使用することの例）管楽器、オカリナの演奏など

(10) 消毒

講義室・体験学習室を利用した場合、部屋の椅子・テーブル等の利用備品やドアノブなど人が触れる部分については、利用後に消毒を行うよう努めてください。

(11) 利用定員数の縮小

講義室・体験学習室については、以下の人数を上限として使用してください。

ア 講義室 30名

イ 体験学習室 20名

2 施設管理者において実施する事項

(1) 事前に施設利用の注意点をホームページ及び施設の入り口などに明示する

(2) マスク着用の周知・確認

着用した上で来場するよう周知する。

(3) 手洗い場所の確保、手指消毒剤の設置

入口付近にアルコール消毒液等を配置する。

(4) 来場者の体調の確認

- ア 自宅で検温をしていただき、37℃を超える発熱がある場合は入館又は入場をお断りする
場合があることを周知する。
- イ 検温していない来場者には検温を実施し、37℃を超える発熱がある場合は、本人に体調等
を確認のうえ、場合によっては入館又は入場をお断りする。

(5) 対人距離の確保

- ア 対人距離をできるだけ2メートル（最低1メートル）の間隔を空け、互い違いに座るな
どの工夫をするよう周知する。
- イ 受付等に行列ができる場合には、できるだけ2メートル（最低1メートル）の間隔を空けた
整列を促す。
- ウ 講義室・体験学習室については、以下の人数を上限として使用するよう周知する。
 - (ア) 講義室 30名
 - (イ) 体験学習室 20名
- エ 館内の滞留人数によって、適宜入場制限を行い、密集を避ける。
(ホール30名程度、歴史資料展示室10名程度、第1展示室20名程度、第2展示室20名
程度、館内100名程度。観覧者は適宜移動するため、目安とする。)

(6) 窓口での感染防止策

対面する窓口では、透明ビニールカーテン等により来館者との間を遮蔽する。

(7) 換気

- ア 展示会場（第1展示室、第2展示室、歴史資料展示室、ホール）においては空調設備に
よる機械換気を実施する。
- イ 事務室、その他のバックヤード等利用箇所については、1時間に2回、窓の開放による
換気を行い、完全に空気を入れ替える。

(8) 館内の消毒

1日2回（午前と午後）以上、アルコールで館内の消毒を行う。

(9) トイレの消毒、使用等（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ア 不特定多数が接触する場所は、使用頻度に応じてアルコールで清拭消毒を行う。
特にドアノブ、展示ケース、電気のスイッチ、手すり、エレベーターのボタンなどは最低限
行う。
- イ トイレの蓋を閉めて汚物等を流すよう表示する。
- ウ 混雑するときは、できるだけ2メートル（最低1メートル）の間隔を空けた整列を促す。

(10) ゴミの廃棄

- ア 使用済みのマスクは持ち帰るよう掲示する。
- イ 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して廃棄するよう周知する。
- ウ ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。

(11) 休憩スペース（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ア 一度に休憩する人数を減らし、真正面での会話をしないよう掲示により周知する。
- イ 共有する物品（テーブル、椅子等）は、定期的にアルコールで消毒する。

(12) 施設の使用禁止

屋内施設の利用にあたっては、大きな声を出すこと、歌うこと、息を吹く楽器の使用などに
ついては、感染リスクが高いと考えられるため、当面、施設の使用を禁止する。

例として、次のような行為を指します。

(大きな声を出すことの例) 合唱、コーラスなど

(息を吹く楽器を使用することの例) 管楽器、オカリナの演奏など

3 館内で体調を崩し感染が疑われる者が発生した場合

(1) 感染が疑われる者への対応手順

- ア 速やかに館長室（もしくは控室）へ移し、隔離する。
- イ 対応する職員は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じる。
- ウ 帰国者・接触者相談センターに連絡し、必要に応じて救急搬送を要請する。

エ 感染が疑われる者が退館後、隔離に使用した部屋をアルコール消毒する。

4 その他

(1) 利用者名簿の作成

- ア 展覧会観覧者に対してアンケート用紙を配布し、氏名・連絡先の記入を依頼する。
アンケートは日付ごとに管理し、施設管理者において1か月間程度適切に保管する。
当該個人情報、感染が発生した場合に、芦屋健康福祉事務所などへ提出することを明示しておく。
- イ 貸室の場合は、イベント・会議等の申請者（代表者）に名簿の作成を依頼し、貸室利用後、1ヶ月間は申請者（代表者）に適正に管理するよう求める。また、名簿作成に際しては、感染が発生した場合に、申請者（代表者）から芦屋健康福祉事務所などへ提出することを明示しておく。

(2) 展示物の保護

- ア 感染者の発生に伴い、保健所等の指導による展示室等への消毒が行われる場合、露出展示されている展示物や展示ケースへの悪影響に備え、予め展示物や展示ケースと来館者の距離を長めに設定し、導線を確保しておくこと。
- イ 直接手で触れることができる展示物（ハンズオン）は感染リスクが高いため展示しないことを原則とし、やむを得ない場合は職員が管理して消毒を徹底する。

(3) 物販の取り扱い

- ア 物販を行う場合は、多くのものが触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わない。

5 市主催イベント・大会等の開催について

(1) 館内イベント

上記1～4の感染防止対策を実施のうえ、以下の条件で実施する。なお、以下の条件の範囲内であっても人との距離を十分に確保できない場合は実施しない。

- ア 講義室 30名以下の参加人数であること。
- イ 体験学習室 20名以下の参加人数であること。
- ウ ホール 30名以下の参加人数であること。

(2) 館外（屋外）イベント 上記1～4の感染防止対策を実施のうえ、以下の条件で実施する。

- ア 前庭 参加者が100名以下で、かつ人との距離を十分に確保したうえで実施する。

※上記（1）（2）は、関係団体が主催するイベント等も、同様の検討を依頼する。

以上